

～ 事業主の皆さまへ ～

～平成25年7月1日から電離則を改正します～

事故由来廃棄物等の処分を行う労働者の放射線障害防止のため、規制内容を拡大しました

厚生労働省では、労働者の放射線被ばくの低減対策として、「電離放射線障害防止規則」(以下、「電離則」)を施行しています。本年7月1からは、原子力発電所の事故により放出された放射性物質(以下、「事故由来放射性物質」)に汚染された廃棄物等の処分業務などを行う労働者の放射線障害の防止措置を規定するため、電離則を改正し、規制内容を拡大しました(平成25年7月1日施行)。

事業者の皆さまには、改正規則に基づき、労働者の放射線障害防止のための措置を講じていただきますよう、お願いします。

* 詳細については、平成25年4月12日付け基発0412第2号「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/josen_gyoumu/dl/120417-02.pdf

改正電離則の概要

改正電離則では、事故由来廃棄物等の処分の作業を行う事業者と、その事業主に雇用される処分業務従事者を対象とするものです。

●事故由来廃棄物等とは、以下のものをいいます。

1 除去土壌	除染等の措置に伴い生じた土壌のうち、放射能濃度が1万ベクレル毎キログラムを超えるもの
2 汚染廃棄物	事故由来放射性物質*により汚染された廃棄物で、放射能濃度が1万ベクレル毎キログラムを超えるもの
3 その他の事故由来放射性物質に汚染されたもの	処分の過程において濃縮等により、放射性セシウム以外の放射性同位元素の数量及び濃度が、電離則第2条第2項に規定する値を超えるもの

* 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質

●処分には、以下の業務が含まれます。

- 1 最終処分(埋立)及び中間貯蔵
- 2 中間処理(選別、破碎、圧縮、濃縮、焼却等)
- 3 関連施設・設備の保守点検業務

●改正電離則では、新たに次の事項を規定しています。

- 1 事故由来廃棄物等の処分を行う設備が満たすべき要件
- 2 汚染の拡大防止のための措置
- 3 作業の管理等
- 4 特別の教育
- 5 除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例

1 放射線障害防止の基本原則

下記2②に、被ばく線量限度を示していますが、限度までならいくらでも被ばくさせてよいわけではなく、事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の被ばく線量がより少なくなるよう、努めなければなりません。

2 管理区域の設定及び線量の限度・測定

① 管理区域の明示等（第3条）

事業者は、管理区域を標識によって明示し、必要のある者以外立ち入らせないようにしなければなりません。

●管理区域：次のいずれかに該当するもの

ア 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が

3月間で1.3mSvを超えるおそれのある区域

イ 放射性物質の表面密度が表面汚染限度の10分の1(4Bq/cm²)を超えるおそれのある区域

② 事故由来廃棄物等の処分業務従事者の被ばく限度（第4条）

事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の受ける実効線量^{*1}及び等価線量^{*2}が、次の値を超えないようにしなければなりません。

	実効線量	等価線量
男性・妊娠する可能性がないと診断された女性	5年間で100mSv かつ1年間で50mSv	1年間で 150mSv(眼の水晶体)、 500mSv(皮膚)
女性 (妊娠する可能性がないと診断された場合を除く)	3か月で5mSv	
妊娠中の女性	1mSv	上記に加え、2mSv(腹部表面)

*1 原子力発電所などでの放射線業務によって受けた線量、除染等業務や特定線量下業務によって受けた線量と事故由来廃棄物等の処分業務で受けた線量を合算して、被ばく限度を超えないようにしなければなりません。

*2 人体の組織・臓器ごとの被ばく線量

③ 線量の測定方法（第8条）

事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の被ばく線量を、所定の方法により測定しなければなりません。

ア. 外部被ばく線量の測定

外部被ばく線量は、電子式線量計（APD,PD）や、ガラスバッジ・ルクセルバッジなどを着用して測定しなければなりません。着用場所は、男性・妊娠する可能性がないと診断された女性は胸部に、その他の女性は腹部としなければなりません。測定器は、1センチメートル線量当量を測定できるものを使用しなければなりません^{*1*2}。

*1 事故由来廃棄物等から放射性セシウムを除去した廃液等を取り扱うなど、ベータ線による被ばくが大きい場合は、上の規定に加えて、手指など最も多く放射線にさらされるおそれのある部位に、70マイクロメートル線量当量を測定できる測定器(リングバッジなど)を装着してください。

*2 1日あたりの外部被ばくによる線量が1mSvを超えるおそれのある労働者が使用する測定器は、電子線量計など、1日ごとの被ばく総量が測定できるものでなければなりません。

Bq : ベクレル mSv : ミリシーベルト

イ. 内部被ばく線量の測定

内部被ばく線量は、ホールボディカウンタ（WBC）等により測定します。測定の頻度は、下表のとおりです。なお、誤って放射性物質を摂取したときは、速やかに測定しなければなりません。

放射性物質を吸入したり経口摂取したりするおそれのある場合	3か月以内に1回
1か月間に受ける実効線量が1.7mSvを超えるおそれのある女性、または妊娠中の女性	1か月以内に1回

④ 線量の測定結果の記録等（第9条）

事業者は、測定した線量を以下の期間ごとに記録し、30年間保存しなければなりません。ただし、5年間保存した後は、記録を厚生労働大臣が指定する機関((財)放射線影響協会)に引き渡すことができます。

なお、契約期間が3か月未満の有期労働者または派遣労働者を事故由来廃棄物等の処分業務に従事させる場合は、1か月ごとに線量を記録しなければなりません。

	実効線量	等価線量
男性・妊娠する可能性がないと診断された女性	3か月ごと、1年ごと、5年ごとの合計 (1年間に20mSvを超えない場合は、3か月ごと、1年ごとの合計)	人体の組織別に 3か月ごと、 1年ごとの合計
女性 (妊娠する可能性がないと診断された場合を除く)	1か月ごと、3か月ごと、1年ごとの合計 (1か月間に1.7mSvを超えるおそれのない場合は、3か月ごと、1年ごとの合計)	
妊娠中の女性	内部被ばくによる実効線量と、腹部表面に受ける等価線量の、1か月ごと、妊娠中の合計	

事業者は、記録された線量を労働者本人に遅滞なく知らせなければなりません。

3 施設等における線量の限度

① 施設等における線量の限度及び表面汚染検査等 (第3条の2、第25条、第28条、第29条)

- ア 事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う施設、貯蔵施設や埋立施設では、常時立ち入る場所の外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が1週間あたり1mSvを超えないようにしなければなりません。
- イ 事故由来廃棄物等を取り扱う施設の天井、床、壁、設備(労働者が触れるおそれのある部分に限ります。)などを1か月以内に1回検査して、限度(40 Bq/cm²)を超える汚染があった場合には、限度以下になるまで除染しなければなりません。
- ウ 事業者は、事故由来廃棄物等がこぼれたときは、限度の10分の1(4 Bq/cm²、事故由来廃棄物等取扱施設においては40 Bq/cm²)になるまで、除染しなければなりません。
- エ 事業者は、処分事業場内(事故由来廃棄物等取扱施設を除く)の3か月間の週平均濃度を空气中濃度限度の10分の1(年5mSv相当)以下にしなければなりません。

② 作業環境測定（第53条～第55条）

事業者は、1か月以内に1回、以下の項目を測定・記録し、5年間保存しなければなりません。

- ア 管理区域：外部放射線による線量当量率又は線量当量
イ 事故由来廃棄物等取扱施設：空気中の放射性物質の濃度*

- 測定日時 ●測定方法 ●測定器の種類・型式・性能 ●測定箇所
- 測定条件 ●測定結果 ●測定者の氏名 ●測定結果に基づいて実施した措置の概要

*空気中の放射性物質の濃度は、作業環境測定士が測定しなければなりません。

4 事故由来廃棄物等の処分を行う施設等が満たすべき要件

① 処分場の境界の明示（第41条の3）

事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければなりません。

② 事故由来廃棄物等取扱施設（第41条の4～第41条の8、第33条～第35条）

事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等の処分の業務を行うときは、取り扱う廃棄物に応じ、以下の要件を満たす施設・設備で行わなければなりません。また、施設等に標識を設置するとともに、関係者以外を立ち入らせないようにしなければなりません。

ア 事故由来廃棄物等取扱施設	① 気体・液体が浸透しにくく、腐食しにくい材料 ② 平滑な表面、すきまが少ない構造 ③ 液体が漏れるおそれのない構造 ④ 粉じんの飛散を抑制する措置 ⑤ 出入り口に二重扉の設置
イ 破碎、選別、圧縮、濃縮等を行う設備	① アの①、③、④ ② 気体が漏れるおそれのない構造
ウ 焼却炉	① イの② ② 灰が飛散するおそれのない構造
エ 埋立施設、貯蔵施設	① 外部から区画された構造 ② 扉、ふたなどにカギ等閉鎖のための設備
オ 排気又は排液の施設	① アの①、③、イの②
カ ベルトコンベア等の運搬設備	① アの①、③、④、イの②

5 汚染の拡大防止のための措置

① 容器や用具の使用（第37条、第27条）

ア 事業者は、事故由来廃棄物等や汚染物(表面密度が4 Bq/cm²を超えるもの)を、保管・貯蔵・運搬・廃棄のために一時的にためたり、埋め立てたりするときは、以下の基準を満たす容器を使用しなければなりません。

- 空気を汚染するおそれのあるもの：腐食しにくい材料で、気体が漏れないもの
- 液体や湿っている汚染物：腐食しにくく、液体が漏れたり、こぼれたりしないもの
- 運搬業務：飛散流出するおそれがなく、容器表面から1mの距離で0.1mSv/hを超えないもの

イ 事業者は事故由来廃棄物等を取り扱うスコップ等に表示をするとともに、ほかの用途で使用してはなりません。

② 退去者や持出し物品の汚染検査（第31条、第32条）

事業者は、管理区域の出口に汚染検査場所を設け、作業に従事した労働者の身体と装具、持ち出す物品の汚染状況を検査しなければなりません。

検査により身体が汚染されていると認められた場合には、基準(4Bq/cm²)以下になるまで洗身しなければ、退去できません。また、物品が汚染されていると認められた場合は、持ち出すことができません*。

* 他の処分関連施設等に運搬する場合は、5①の容器を使って持ち出すことができます。

③ 保護具（第38条～第40条）

事業者は、取り扱う廃棄物や作業に応じて、以下と同等以上に有効な呼吸用保護具・保護衣類等を備え、労働者に使用させなければなりません。

	放射能濃度 200万Bq/kg超	放射能濃度 200万Bq/kg以下 50万Bq/kg超	放射能濃度 50万Bq/kg以下
高濃度粉じん作業 (粉じん濃度 10mg/m ³ 超)	長袖の衣服の上に二重の密閉型 全身化学防護服、綿手袋の上に 二重のゴム手袋、ゴム長靴、補集 効率99.9%以上の防じんマスク(全 面型)	長袖の衣服の上に密 閉型全身化学防護服、 綿手袋の上にゴム手 袋、 ゴム長靴、補集効率 95%以上の防じんマス ク	長袖の衣服、 綿手袋、ゴム長靴、 補集効率80%以上 の防じんマスク
高濃度粉じん作業 以外の作業 (粉じん濃度 10mg/m ³ 以下)	長袖の衣服の上に密閉型全身化 学防護服、綿手袋の上にゴム手 袋、ゴム長靴、補集効率95%以上 の防じんマスク	長袖の衣服の上に密 閉型全身化学防護服、 綿手袋の上にゴム手 袋、補集効率80%以上 の防じんマスク	長袖の衣服、綿手 袋、ゴム長靴、補 集効率80%以上の 防じんマスク*

* 草木や腐葉土の取扱作業の場合には、不織布製マスク等の着用で差し支えありません。

④ 喫煙等の禁止（第41条の2）

事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設等、放射性物質を吸い込んだり飲み込んだりするおそれのある作業場で、労働者に喫煙・飲食をさせてはなりません。

6 作業の管理等

① 作業規程の作成（第41条の13）

事業者は、事故由来廃棄物等の処理の業務を行うときは、放射線による障害を防止するための必要な作業規程(マニュアル)を定め、それに従って作業を行わなければなりません。

- 各設備の操作
- 安全装置や自動警報装置の調整
- 作業の方法や順序
- 外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度の監視
- 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査、汚染の除去
- 異常事態時の応急措置
- その他必要な措置

② 作業の届出（第41条の14）

事業者は、設備の分解・内部立入作業や、外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が1週間あたり1mSvを超えるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ作業の届出*を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。

* 電離則の「様式第1号」

③ 事故時の退避、医師の診察等（第42条～第45条）

- ア 事故が発生したときは、実効線量が15mSvを超えるおそれのある区域を明示し、緊急作業者を除いて立ち入り禁止するとともに、所轄の労働基準監督署長に報告しなければなりません。
- イ 事故発生区域にいた者、被ばく限度を超えた者や放射性物質を誤って摂取した者等がいる場合には、速やかに医師の診察又は処置を受けさせるとともに、その旨を所轄の労働基準監督署長に報告しなければなりません。また、被ばく線量を記録し、5年間保存しなければなりません。

6 特別の教育、健康診断等

① 特別の教育（第52条の8）

事業者は、労働者を事故由来廃棄物等の処分業務に就かせるときは、次の科目について特別の教育を実施しなければなりません。

- 事故由来廃棄物等に関する知識
- 処分業務に関する作業方法
- 作業に使用する設備の構造、取扱い方法（学科及び実技）
- 電離放射線の人体への影響、被曝線量の管理方法
- 関係法令

特別教育用の標準テキストを、厚生労働省ホームページに掲載しています。ご活用ください。

- 事故由来廃棄物等の処分の業務特別教育テキスト

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130417-1.html>

② 健康診断（第56条～第59条）

事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、配置替え時、その後6か月に1回、定期的に、次の項目*¹について健康診断を行わなければなりません。

*¹ 前年の線量が5mSvを超えず当年線量も5mSvを超えるおそれがない場合、項目を省略できる場合があります。

- 被ばく歴の有無の調査とその評価
- 白血球数と白血球百分率の検査
- 赤血球数の検査、血色素量またはヘマトクリット値の検査
- 白内障に関する眼の検査
- 皮膚の検査

健康診断の結果については、「電離放射線健康診断個人票」*²を作成し、30年間保存しなければなりません。 *² 電離則の「様式1の2」

健康診断の結果については、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、医師からの意見聴取を行わなければなりません。また、その結果を労働者本人に通知しなければなりません。

健康診断を実施したときは、遅滞なく「電離放射線健康診断結果報告書」*³を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。 *³ 電離則の「様式2」

7 除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例

施設を設置する以前に土壤等が汚染されている状況を踏まえて、除染特別地域等に設置された施設については、一部の規程に関して特例を設けています。

除染特別地域等に処分事業場を設置する場合	汚染検査及び汚染限度について、汚染検査場所は出口に1箇所設置すれば足り、汚染限度は40Bq/cm ² とすれば足りる等
除染特別地域等に埋立施設で除去土壌を取り扱う場合	遠隔操作の機械により除去土壌を取り扱うなど、身体への汚染防止措置を講じている場合、容器を使用しないことができる等

特例の詳細については、ガイドラインをご確認ください。

●電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）（抄）

第一章 総則

（放射線障害防止の基本原則）

第一条 事業者は、労働者が電離放射線を受けることができるだけなくするように努めなければならない。

（定義等）

第二条 この省令で「電離放射線」（以下「放射線」という。）とは、次の粒子線又は電磁波をいう。

- 一 アルファ線、重陽子線及び陽子線
- 二 ベータ線及び電子線
- 三 中性子線
- 四 ガンマ線及びX線

第三条 省令及び省令等とは、放射線を放出する同位元素（以下「放射性同位元素」という。）

その化合物及びこれらの含有物で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 放射性同位元素が一種類であり、かつ、別表第一に掲げるものでもあるものにあつては、同欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる数量及び第三欄に掲げる濃度を超えるもの
 - 二 放射性同位元素が一種類であり、かつ、別表第二の第一欄に掲げるものでもあるものにあつては、同欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる数量を超え、また、その濃度が七十四ベクレル毎グラム以下の固体のもの及び密封されたものでその数量が三・七メガベクレル以下のものを除く。
 - 三 放射性同位元素が二種類以上であり、かつ、そのいずれもが別表第一の第一欄に掲げるものであるものにあつては、次のいずれにも該当するもの
 - イ 別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量の同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が超えるもの
 - ロ 別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの濃度の同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が超えるもの
 - 四 放射性同位元素が一種類以上であり、かつ、前号に掲げるもの以外のものにあつては、別表第一の第一欄又は別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量の別表第一の第二欄又は別表第二の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が超えるもの。ただし、その濃度が七十四ベクレル毎グラム以下の固体のもの及び密封されたものでその数量が三・七メガベクレル以下のものを除く。
- この省令で「放射線業務」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第二に掲げる業務（第五十九条に規定する放射線業務以外のものにあつては、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除除するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染規則」という。）第二条第七項第一号に規定する土壌等を除取業務の業務、同項第二号に規定する廃棄物収集業務等、及び同項第三号に規定する特定汚染土壌等取扱業務を除く。）をいう。

令別表第二第四号の厚生労働省令で定める放射性物質は、第二項に規定する放射性物質とする。

第二章 管理区域並びに線量の限度及び測定

（管理区域の明示等）

第三条 放射線業務を行う事業の事業者（第六十二条を除き、以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）を標識によって明示しなければならない。

- 一 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が三ヶ月間につき一・三ミリシーベルトを超えるおそれのある区域
 - 二 放射性物質の表面密度が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えおそれのある区域
- 第四条** 前項第一号に規定する外部放射線による実効線量の算定は、一センチメートル線量当量量によって行うものとする。
- 第五条** 第一項第一号に規定する空気中の放射性物質による実効線量の算定は、一・三ミリシーベルトに一週間の労働時間における空気中の放射性物質の濃度（一週間に及ぶ労働時間が四十四時間を超え、又は四十四時間に満たないときは、一週間の労働時間における空気中の放射性物質の濃度の平均に当該労働時間を四十四時間で除して得た値を乗じて得た値。以下「年平均濃度」という。）の三ヶ月間に及ぶ平均の厚生労働大臣が定める限度の十分の一に対する割合を乗じて行うものとする。
- 第六条** 事業者は、必要のある者以外の者を管理区域に立ち入らせなければならない。
- 第七条** 事業者は、管理区域内の労働者の見やみ場所、第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を標示しなければならない。

（施設等における線量の限度）

第八条 事業者は、第十五条第一項の放射線装置室、第二十二條第二項の放射性物質取扱作業室、第三十三條第一項（第四十條の九において準用する場合を含む。）の貯蔵施設、第三十六条第一項の保管廃棄施設、第四十一條の四第二項の事故由来廃棄物取扱施設又は第四十一條の八第一項の埋立施設において、遮蔽、防護としてその他の遮蔽物を設け、又は局所排気装置若しくは放射性物質の蒸気、蒸気若しくは粉じんの発散等を密閉する等の措置を講じ、かつ、労働者が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計を一週間につき一ミリシーベルト以下にしなければならない。

第九条 前条第二項の規定は、前項に規定する外部放射線による実効線量の算定について準用する。

第十条 第一項に規定する空気中の放射性物質による実効線量の算定は、一ミリシーベルトに週平均濃度の前条第三項の厚生労働大臣が定める限度に対する割合を乗じて行うものとする。

（放射線業務従事者の被ばく限度）

第十一条 事業者は、管理区域において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が五年間につき五ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

第十二条 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条に規定するものを除く。）の受ける実効線量については、三ヶ月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

第十三条 事業者は、放射線業務従事者を受ける等価線量が、眼の水晶体を受けるものについては一年間にき五百ミリシーベルト、皮膚に受けるものについては一年間にき五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。

第十四条 事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者を受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間（以下「妊娠中」という。）につき次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。

- 一 内部被ばくによる実効線量については、一ミリシーベルト
- 二 腹部内部に受ける等価線量については、二ミリシーベルト

（線量の測定）

第十五条 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。

第十六条 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量及び七十七マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）について行うものとする。ただし、次の項の規定により、同項第三号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定は、七・七マイクロメートル線量当量について行うものとする。

第十七条 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いてこれを行うことが著しく困難な場合は、放射線測定器によって測定した線量当量率を用いて算出し、これを著しく困難な場合には、計算によってその値を求めるとができる。

- 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性については胸部、その他の女性については腹部
 - 二 頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（これら部位のうち最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性については胸部、上腕部、その他の女性については腹・大腿部である場合を除く。）
 - 三 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部以外の部位にあるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（中性子線の場合を除く。）
- 第十八条** 前項の規定による内部被ばくによる線量の測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所から立ち入る者について、三月以内（一月間）に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの）及び妊娠中の女性については三月以内（一月間）ごとに一回行うものとする。ただし、その者が計つて放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取したときは、当該吸入摂取又は経口摂取の回数及び速度を考慮し、これを計つてその値を求めるとができる。
- 第十九条** 前項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たっては、厚生労働大臣が定める方法によってその値を求めるとする。
- 第二十条** 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者は、第三項ただし書の場合を除き、管理区域において、放射線測定器を装着しなければならない。

（線量の測定結果の確認、記録等）

第二十一条 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日記録しなければならない。

第二十二条 事業者は、前条第二項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算出し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三ヶ月ごと、一年ごと及び五年ごと合計（五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者については、三ヶ月ごと及び一年ごとの合計）

二 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）の実効線量の一月ごと、三ヶ月ごと及び一年ごとの合計（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三ヶ月ごと及び一年ごとの合計）

三 個人組織別の等価線量の三ヶ月ごと及び一年ごとの合計

四 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部内部に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計

五 事業者は、前項の規定による記録に基づき、放射線業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

（汚染除去用具等の汚染検査）

第三十条 事業者は、第二十八条若しくは前条第一項の規定による汚染の除去又は同項の物の清掃を行ったときは、その都度、汚染の除去又は清掃に用いた用具を検査し、その用具が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまでは、労働者に使用させてはならない。

第三十一条 事業者は、前項の用具を保管する場所に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。

第三十二条 第二十七条第二項の規定は、第一項の用具について準用する。

第三十三条 事業者は、管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の出入口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

第三十四条 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は装具が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、前項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退去させてはならない。

一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度の十分の一以下になるように洗身等をさせること。

二 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外させること。

第三十五条 事業者は、前項の規定による事業者の指示に従い、洗身をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取りはずさなければならない。

（保護具）

第三十六条 事業者は、第二十八条の規定により明示した区域内の作業又は緊急作業その他の作業で、第三十三条第三項の厚生労働大臣が定める限度を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるもの（労働者が従事するときは、その汚染の程度に応じて防じんマスク、防毒マスク、ホースマスク、酸素呼吸器等の有効な呼吸用保護具を備え、これらその作業に従事する労働者に使用させなければならない。）

第三十七条 事業者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

第三十八条 事業者は、別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのある作業に労働者を従事させるときは、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

第三十九条 事業者は、前項の作業に従事する間、同項に規定する保護具を使用しなければならない。

第四十条 事故由来放射性物質に係る汚染の防止

（事故由来廃棄物等処分事業場の境界の明示）

第四十一条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

（事故由来廃棄物等取扱施設）

第四十二条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第四十三条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第四十四条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第四十五条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第四十六条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第四十七条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第四十八条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第四十九条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十一条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十二条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十三条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十四条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十五条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十六条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十七条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十八条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第五十九条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十一条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十二条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十三条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十四条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十五条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十六条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十七条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十八条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第六十九条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

第七十条 第三 事故由来廃棄物等（除染第二条第七項第二号又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものという。以下同じ。）の処分業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければならない。

